

世界文化遺産について

堺市・羽曳野市・藤井寺市

3市議会合同議員研修会記録

(平成26年5月13日)

堺市議会

羽曳野市議会

藤井寺市議会

平成26年5月13日

研 修 会 記 録

講 師

文化庁文化財部長

山 下 和 茂 氏

堺 市 議 会
羽 曳 野 市 議 会
藤 井 寺 市 議 会

○午後 4 時開会

○今井羽曳野市議会議長 堺市・羽曳野市・藤井寺市 3 市議会合同議員研修会を開会いたします。

本日は御多忙の折、この議員研修会に多数御出席いただき、まことにありがとうございます。

私は、本日の研修会の司会進行を務めさせていただきます、羽曳野市議会議長の今井でございます。司会不慣れなため、皆さんにお許しいただき、最後までよろしくお願いいたします。（拍手）

さて、本日の研修会については、世界文化遺産登録の意義や実現に向けたさまざまな課題等について、3 市議会が共通の認識を持ち、今後の議論の深化に努めることを目的として開催するところでございます。このたび文化庁文化財部長であります山下和茂氏に御講演をお願いいたしましたところ、公私御多忙にもかかわらず、快くお受けいただきました。心からお礼申し上げます。（拍手）

皆様におかれましては最後まで御清聴いただき、この研修会を有意義なものにしていいただければと思っております。

それでは、まず初めに、主催者を代表いたしまして平田堺市議会議長より挨拶を申し上げます。

○平田堺市議会議長 まず、御出席をいただいております相談役、顧問並びに堺市、羽曳野市、藤井寺市の議員の皆さん方におかれましては、先ほどの総会に引き続き、この研修会に御参加をいただきましたことに、心からお礼を申し上げますと同時に、来賓として堺市の竹山市長、そして、羽曳野市の北川市長さん、藤井寺市の國下市長さんにもお越しをいただきまして、何かと公務お忙しい中でございますのに、まげて御出席をいただきましたことに、これまた心から感謝を申し上げます。

そして、去る 4 月 11 日、竹山市長、田村副市長、そして私と 3 人で文化庁を訪れまして、山下文化財部長に今日の講演をお願いをいたしましたところ、快くお引き受けをいただきまして、遠路東京から、お忙しい中をお越しをいただきましたことに、改めて感謝を申し上げ、お礼を申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

さて、私は、先ほど会長として務めてまいりますと申し上げましたけれども、私の会長は名ばかりでございます。本連盟設立につきましては、私どもの前議長、吉川敏文議員、そして、副議長でありました米谷文克議員が、熱心なお勉強を重ねていただきまして、私どもはその礎によって羽曳野市、藤井寺市をお尋ねをして、今日を迎えたわけでありまして、改めて吉川敏文議員、米谷文克議員にお礼を申し上げたいと思いますし、両氏はおそれいりませんが、その場にてお立ちをいただきまして、皆さんの感謝の拍手をお願いをしたいと思います。（拍手）

さて、先日、去る新聞に目を通しますと、羽曳野市の応神天皇陵の外濠と申しますか、ボランティアの方々がヒマワリの種を植えられ、そのヒマワリが大きく咲き誇り、大王のヒマワリと名づけられたというようなことの中で、新聞報道には、これで世界遺産に向かって一歩前進したという心強い報じ方でした。こうした市民の皆さん方の力の結集、並びに、我々がさらに議員連盟としてなすべき役割を果たしてまいり、この百舌鳥・古市古墳群が、世界遺産に登録をされますようにお互いが力を合わせようではありませんか。

また、この後行われます、山下部長さんのお話をしっかり頭にたたき込んでいただき、皆さん方が皆さん方の講演会やら、あるいは地区での御披露をいただきまして、百舌鳥・古市古墳群の名をさらに高めていただきますことを、心からお願いを申し上げまして、一言御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○今井羽曳野市会議長 平田議長、ありがとうございました。

それではここで、公務御多忙中の中、御出席いただきました来賓の皆様を御紹介させていただきます。

松井大阪府知事の代理で御出席いただきました大阪府副知事、小西禎一様でございます。（拍手）

大阪府府議会副議長、杉本武様でございます。（拍手）

堺市長、竹山修身様でございます。（拍手）

羽曳野市長、北川嗣雄様でございます。（拍手）

藤井寺市長、國下和男様でございます。（拍手）

堺市副市長、田村恒一様でございます。（拍手）

羽曳野市副市長、安部孝人様でございます。（拍手）

羽曳野市副市長、田中実様でございます。（拍手）

藤井寺市副市長、松浦信孝様でございます。（拍手）

本日はまことにありがとうございます。

それでは、講演会に移らせていただきます。

演壇の準備がございますので、もう少しお待ちください。

それでは、本日御講演していただきます山下文化庁文化財部長を御紹介いたします。

山下文化財部長は、1984年、東京大学法学部を卒業され、同4月に文部省に入省されました。その後、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長、文化庁官房著作権課長を歴任され、2013年1月、文部科学省官房審議官、2013年10月に文化庁文化財部長に就任され、現在に至っておられます。

本日は、世界文化遺産についてと題し、御講演をいただきます。

それでは、山下様、どうぞよろしく願います。

○山下講師 それでは、よろしく願いいたします。山下でございます。

今御紹介いただきましたように、私は文部科学省のいわゆる官僚と呼ばれるような人種の1人でございます、文部科学省で30年ぐらい、ちょうど今年で30年目になるんですけども、働いてまいりました。

今日お招きをいただきまして、本当にありがとうございます。こういう形で3市の市議会の先生方が研修をされるということで、今日お呼びをいただきまして、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。また、その御努力に対して敬意を表したいと思っております。

ただ、今申し上げましたように、私は去年の10月に今の部署に参りました。文化庁は3回目なんでございますけれども、基本的には行政官でございますので、これからお話し申し上げますとおり、実は世界遺産というのは非常に専門的な知見に基づく評価、これが登録の基準になっております。

そういう意味では、ちょっと一部誤解があるんですけども、例えばオリンピック招致みたいなものとは、大分違う性質の仕事でございます、そういう意味でいうと、私がお話しできる内容というのは、もう少し一般的なというんでしょうか、むしろ市議会の先生方にお話しするには、私のような者のほうがいいということで、御指名いただいたのかもしれないけれども、そのところは専門的にどうなのかという、例えば、百舌鳥・古市古墳群を世界遺産に推薦しようということで、地元自治体の方々に大変な御努力をいただいているんですが、そのところの内容について、専門的な知見というのは私、残念ながら余り持ち合わせておりません。また後ほど、堺市の担当の室長のほうから、いろいろお話があるということですので、申し訳ありません、そこについては、余りちょっと深入りができないところは御承知をいただければと思っております。

実は私、文部省、昔、文部省という役所の名前だったんですが、そこに30年前に入ったということですが、最初に入ったのが文化庁の記念物課というところでございます。実は、世界遺産を担当しておりますのが、今文化庁の記念物課というところでございます。

実は、私が文部省に入ったときには、世界遺産の世の字も話題になっておりませんでした。なぜかという、この世界遺産というのは今ご覧いただいている画面にございますように、ユネスコの条約が根拠になっている仕組みでございます。

このユネスコの条約が最初に作られたのが、中ほどにございますけれども、1972年でございます、日本が実はこの条約に加入したのは、その20年後でございます。これを、この間帰国されたユネスコ代表部の日本の大使を務めていた木曾前大使などは、失われた20年、というふうにおっしゃってまして、実は日本が加入した時には、もうこの時点でかなり世界遺産登録のハードルというのは高くなっておりました。

それがさらに近年、非常に厳しいハードルが課せられるようになってきているという状況がございまして、私が文部省に入って記念物課で最初に仕事をしたのは、1984年のこと

だったんですが、そのころは記念物課で世界遺産の仕事などというのはなく、専ら国内のいろんな訴訟があったりですね、余談になりますけれども、いわゆる開発工事をやるときに、この辺は大体昔から人が住んでますから、必ず何か出てくると。埋蔵文化財というのが出てくると。この時に発掘調査をするわけですが、その経費を開発事業者の方に負担していただいているという問題がございまして、それに関する裁判が起きてたりなんかいたしまして、専ら裁判所に提出する準備書面を書いたり、裁判所に行ったりするというのが仕事だったんですけれども、今や実は文化庁の記念物課の仕事というのは、この世界遺産がメインの仕事になっていまして、大変国際的な仕事になっているという状況がございまして。

日本が最初に加入した1992年、これ平成で言うと平成4年ということなんですけれども、おそらくこの頃に、いわゆる、バブルが実ははじけてたかもしれないぐらいな時期だと思いますが、この平成4年は、実はかなり文化の振興ということについて、政府としても目が向いていた時期でございまして。芸術文化振興基金というのを作ってみたり、あるいは企業メセナみたいなものが、非常に盛んに行われたという時期でもございまして、このころに日本が条約に加入をするということがございました。

ただ、そのころ文化庁もかなり手探りの時期で、しかも世界遺産そのものは、そんなに有名じゃありませんので、ぜひ世界遺産になりたいという自治体もなかったというのが実態で、最初の頃は、奈良とかですね、法隆寺とか京都とかそういうもの、誰でも知ってるようなものを推薦するというようなことでやっておりました。

その頃作った暫定リストというのがあるんですけれども、世界遺産の候補物件を載せておく暫定リストというのがありまして、そのころの暫定リストというのは、どうも話を聞いていると、もう文化庁のほうで自治体のほうにお声をおかけして、こういうものがあるんですけどやりませんかということで、その暫定リストに載っけていくというようなことをやってたようございまして。

その頃に暫定リストに載ったものの中で、例えば鎌倉とか彦根城というのがあるんですけれども、これはなかなか、実は登録が実現できないでおります、今も。彦根に至っては、まだ推薦もできてませんし、鎌倉の場合は結局取り下げということになってしましまして、不記載の勧告が出ましたので、取り下げということになってしましまして、そうした非常に何といたしまししょうか、文化庁も自治体のほうも、試行錯誤でやっていた時代の暫定リストの掲載物件なんだそうございまして、その後だんだん世界遺産というのが有名になってまいりまして、日本でもメディアが大きく取り上げるようになってくるということがございます。

おそらく私の記憶では、平成7年に原爆ドームが、世界遺産に登録されたんですけれども、これにアメリカが反対をするというようなことがございまして、それでかなり国内的には世界遺産というのが有名になったような気がしております。

それからまた、実は世界遺産ブランドということで、世界遺産に登録されると観光客が増えるということが、そのぐらいの時期から、これは日本に限らず世界現象として起きてきているようでございまして、それまでは世界遺産というのは比較的地味な取り組みで、もともと世界遺産条約を作ろうというふうにユネスコで運動が始まったきっかけが、アスワンハイダムというものを作るという時にいろんな遺跡が水没してしまうということで、それを守ろうじゃないかと、つまり、何か危機に瀕している史跡や遺産というものを守らなきゃいけないと。あくまで保護をするということが目的で、これは今ご覧いただいている世界遺産条約の一番上のパラグラフにありますように、損傷、破壊等の脅威から保護するための国際的な協力援助の体制を確立すると。これが条約の目的になってますので、ここに観光のためというような文言は、一言も入ってないわけございまして、それは今もそうなんですけれども。

ただ一方で副次的な効果として、観光地としてのブランドというようなイメージが、徐々に作られていくというようなことがありまして、そういうこともありまして、急激に世界遺産の推薦の数というのが増えていくと。推薦が増えると審査をするということが、非常に物理的に大変になっていくということがありまして、今や2012年のところにございますように、世界遺産条約の締約国というのは190カ国になっております。これは全世界の国家の数にほぼ等しいです。国連加盟国の数が190幾つかでしたから確か、もうほとんどの国が世界遺産条約に加入をしているということなんですけれども。

一方では何が起きてるかといいますと、実は非常に審査のハードルが上がってきているということがありまして、世界遺産の登録された資産の数のランキングを申し上げますと、ヨーロッパに非常に偏っているということで、1位がイタリア、これが49件ですね。これは昨年の6月現在ということでございまして、ちょっとその後、変わってるかもしれませんが、そんなに変わっちゃいないと思いますけど、イタリアが49、中国が45で2位ですね。中国はもともとユネスコ活動には大変熱心で、国連の枠組みで常任理事国でもございまして、いろんな活動してまいりましたから、これはこういうものだろうと。3位がスペイン44、4位がフランス38、5位がドイツ。もう以下順位だけ申し上げますけど、6位メキシコ、7位インド、同じく7位イギリス、9位ロシア、10位アメリカ。ここまでがベスト10で、日本は14位。

それでもアジアの中では中国、インドの次に位置しているということではありますけれども、日本は14位という状況で、おそらく最初の条約が作られた最初の20年間の間に、先ほど申し上げた失われた20年と言われている時期に、このイタリアとか中国とかフランスとか、ここら辺がいろいろなものを登録しているということで、今だったら通らないかもしれないようなものも掲載されているというのが、この世界遺産の今の現状でございます。

これは、ユネスコの世界遺産委員会でも非常に問題になってまいっております、地域的な偏在というものを解消していかなくちゃいけないということが、非常に大きな課題になって

おりまして、それに伴って登録の基準みたいなものも、少しですけれども見直しが行われてきていると。

しかしながら、なかなか一気に、例えば、日本が数を増やすといったようなことにはならないというのが今の状況でございます。

具体的に、じゃあ世界遺産というものに登録されるための手続はどういうものがあるのか、というのが今出ている画面でございますけれども、世界遺産の一覧表というものに記載をされるというのが、いわゆる登録と呼ばれているものでございまして、一覧表というのはユネスコが作っているわけです。

逆に言うと、それだけのものがございます。何か補助金が出るとかいうことは全くなくて、一覧表に載りましたというだけのものがございます。あとは各締約国が、保護のために一生懸命努力して頑張っていこうと、こういう仕組みなんでございますけれども。実はその一覧表には幾つか種類があって、例えば危機に瀕している遺産というものを保護するための一覧表というのもあるんですが、いわゆる世界遺産に登録されるというふうに一般的に言われているのは、世界遺産一覧表と呼ばれているものでございまして、人類の文化遺産として代表的なものということでございます。

今文化遺産と申し上げましたけど、実は自然遺産というのもあるんで、これはいわゆる自然な環境というところで、人類の非常に貴重な資産であるというもので、これは国内的には環境省が取り仕切っているわけでございますけれども、我々のほうは文化遺産ということで、その世界遺産一覧表というものに掲載をされるために、ここにございますように文書を作成し、ユネスコ世界遺産センターに提出をするということでございまして、ユネスコ世界遺産センターというのは、ユネスコ事務局の組織の1つでございます。

ユネスコ本部がパリにありますので、このユネスコ世界遺産センターもパリにあると。そこで働いている人もフランスの職員が結構いるというようなことで、このユネスコ世界遺産センターというところに文書を提出する。これは誰が提出するかというと、各締約国ですので、日本で言えば日本国政府が提出をするということでございます。この必要な文書、いわゆる推薦書というものが非常に重要になるということでございます。

日本国内では、我々も文化財の指定というのをやっております。史跡の指定とか、天然記念物の指定とか、重要文化財の指定とかいろんなものをやっておりますが、これはそんなに簡単ではありません。

何度も何度も、文化庁の文化財調査官というのがおりまして、分野別にいるんでございまずけど、それが足を運んで、実際に地元の自治体の方といろいろ協議をしながら、指定することになりますと、いろんな規制もかかってまいりますし、補助金も出るということで、何年もかけて、場合によっちゃ10年ぐらいかけているんなものを見させていただいて、リサーチを重ね、報告書を何冊も出して、最後は文化審議会で審議をして決めてるんですが。

それと比べると、世界遺産というのは比較的簡単な手続です。推薦書を出すということがあって、後ほど申し上げるイコモスという諮問機関の現地調査というのがありますけれども、基本的にはそれだけのことでございまして、そこがまたいろいろと何といたしまして、審査が揺れ動く原因にもなるということでございます。

その下にございますが、締約国は世界遺産暫定一覧表に記載されてから1年以上経過した物件のうち、準備が整ったものを推薦するというのがございます。これ、いわゆる暫定一覧表と呼ばれるものでございます。後ほど御説明をしたいと思います。

言ってみれば、こういうものを推薦するかもしれませんよという、推薦する意思を各締約国が表明するというので、ここは形式的な要件しかありませんので、国内で手続がとられれば暫定一覧表には掲載できるということでございます。

それから3番にありますのが、専門家で構成される諮問機関による評価結果を踏まえ、世界遺産委員国で世界遺産としての記載の可否を決定するというので、この諮問機関というのが、下のほうに小さく※印の2というところにございますように、文化遺産としてはイコモスという国際NGOと呼ばれる組織の1つでございますけれども、国際記念物遺跡会議の略の頭文字だけをとってイコモスと呼ばれるんでございますけれども、ここが諮問機関になっているということで、ここの評価がかなり決定的であるということでございます。

同様に、自然遺産については、国際自然保護連合というところがやっているんですが、言ってみれば、これは学者の集団だと思っていただければいいと思います。

それから、世界遺産委員会というのが書いてありますけれども、21カ国で構成とございますが、これは最終的には締約国会合というのがあって、これはさっき申し上げた190カ国ぐらいの国が締約国ですので、総会みたいな会合があるんですが、それではとてもいろんなことを決めるわけにいきませんので、言ってみれば常任委員会的な組織として、この世界遺産委員会というものが毎年開かれております。

この世界遺産委員会の委員国になってるかどうかというのが、また結構重要なポイントで、今、日本は実は委員国になっております。従いまして、去年、富士山あるいは今回富岡、こういったものが審査されてまいりますけれども、比較的いろんな情報が入ってまいりますし、やりやすい。

ただ、日本は来年いっぱい委員国でなくなります。従いまして、その先は、やや情報が入ってきにくくなったりするということがありますし、世界遺産委員会で最後決めますので、後ほど申し上げますように、イコモス勧告でやや悪い勧告が出た場合でも、世界遺産委員会でひっくり返ったケースというのがあります。

これはもう専ら外交的な努力によってそうなるという世界でございまして、そこでやはり委員国になってるかどうかというのは、かなりいろいろな意味があるので、日本が委員国から外れていく時期にどうするかというのは、非常に大きな課題というふうに言っているの

はないかと思いますが、そのような仕組みで、これは動いているということでございます。

もう少し詳しく、今画面に出ておりますけれども、申し上げますと、これは時期的なサイクルも含めたことが書いてございまして、非常にちょっとわかりにくいので、具体例を当てはめて申し上げますけれども、この間、連休に入る直前に富岡製糸場が、イコモス勧告出ましたよね。あれが箱で言うと、下から2つ目のイコモスによる評価結果の勧告という部分でございまして。

従いまして、富岡製糸場は、上のほうにずっといつていただいて、世界遺産暫定一覧表への記載というのは、もう大分前にしてるんですけども、その後準備作業をして、推薦書暫定版提出というのを、一昨年9月の末にしているということでございます。平成24年。翌25年の2月1日に正式な推薦書を出している。そしてイコモスによる現地調査が、昨年の平成25年の9月に行われております。これはイコモスの調査員の人というのがやってきて、どういう人が選ばれるかというのもイコモスの中で秘密裏に決まるんですけども。

富岡製糸場の場合は、中国の方が、シルク博物館の館長さんみたいな方がいらっしゃって、群馬県のほうで大変な準備をして、構成資産が3つありますので、全部見て回って、いろいろと評価をその場で口にはできないので、黙って見て回って、後で報告書を多分作って、イコモスの中で報告をして、それで議論がなされたということだと思いますけれども。

その下にイコモスによるパネル審査というのが書いてあって、必要に応じて追加情報要請ということで、これはもう紙で、実際はメールのやりとりになるんですけども、こうこうこういう点について、情報があれば提出されたいという連絡が参りまして、それをお返しして5月に勧告が出る。

5月と書いてありますが、この間、4月26日だったかと思いますが、26日の夜中の、日本時間にすると夜中の12時過ぎぐらいにいきなり連絡が来て、担当課である記念物課の人が呼び戻されて、役所にそれから登庁して、それからマスコミの人がやってきて、群馬県庁の方も登庁されて、テレビでいっぱい報道されたりしていましたが、何しろフランス人のやってることなんで、パリでやっぱり時差がありますので、我々としてはそんなことはしてほしくなかったんです。

富士山の場合も、去年イコモス勧告が出たのは4月30日でございます、4月30日の夜の11時半ぐらいだったらしいんですけども、そんなことしないでほしいということなんですけれども、今回もまたそういうことをされたということで、各国の事情などはお構いなしに、そういうことで突然発表がなされますので、ここはノーベル賞の発表とはちょっと違います。

ノーベル賞の場合は、何月何日に発表しますよというのをちゃんと言ってくれるので、それをみんなで待ち構えて、ノーベル賞も実は、我が役所がやってるんですけども、みんなで目を皿のようにして、文化庁は村上春樹を追っかけなきゃいけないんですけど、今年もだ

めでしたけど、じっとノーベル賞の選考委員会みたいなところのホームページを見てるんですね。新聞記者の人もじっと見てます。ぱっと出るんです、あるとき。そこから日本人が受賞すると大騒ぎが始まるんですけども、同じような。

しかし、富岡に関しては登録勧告が出ましたので、大変ほっとしているということで、この後6月に世界遺産委員会が、カタールという国のドーハというところで、サッカーが好きな方は、ドーハの悲劇というのを御存じだと思いますが、そこで世界遺産委員会が開かれますので、そこで決定されるということになっております。

また、富士山に関して申し上げますと、富士山は今年の7月だったと思いますが、カンボジアで世界遺産委員会が開かれたということなので、富岡で申し上げたスケジュールの1年前に、同じような手続がとられているということございまして、事ほどさようにそういうことで、正式な推薦書を出すまでもいろんな準備が必要で、出してからおよそ1年半のプロセスで、主としてイコモス審査でいろんな評価がなされて、それに基づいて世界遺産委員会で登録の可否が決定される。

これは、実は各国の推薦枠というのが、もう今、年間1件に限られております。文化遺産に関しては、1件だけしか提出してはいけないということになっているので、当然審査も毎年1件しかないということなので、こういう年間スケジュールが確立されているということでございます。

じゃあ、世界遺産一覧表に、記載される基準というのは何なんだというのが、その次ご覧いただいている画面のような基準で、世界的な視点から顕著な普遍的価値を有することと。

これが一番重要で、顕著な普遍的価値というのを英語で言うと *Outstanding Universal Value* というんだそうでございますけれども、その頭文字をとって OUV と、 *Outstanding Universal Value* ということございまして、ようやく私、それ最近覚えてきたんですけども、これが非常に重要だと。顕著な普遍的価値と。

何かわかったようなわからないような基準で、後でまたちょっと少し具体的な登録基準がありますので、それを御説明しますが、実はこの顕著な普遍的価値というのがくせ者で、ここにいわゆるヨーロッパ的な世界史観というのが、色濃く反映されてくるわけで、世界的な価値って何なんだと言ったときに、どうしてもやっぱりヨーロッパが中心になって、このシステムは運営されてまいりましたので、ヨーロッパ的な世界史観というのでしょうか、そういう目で見られる傾向があります。

そうすると、なかなかアフリカとかアジアとか、そうしたところの後発国は認めてもらえないと。

それから、その下にありますが、真実性、オリジナルの状態を維持していると。ここも若干くせ者で、オリジナルな状態を維持しているということは、古くからちゃんと保護され

て、最初に作られたものが、かなりそのまま維持されてるという意味なんです。

そこがヨーロッパのような石で建物を作ったりしてるような文明と、日本のような木造建築が基本になってるようなところは、かなり違いますので、御承知のように、伊勢神宮なんかは遷宮とか言って全部建て直したりすると。その都度ちょっとずつ変わったりすると、中身がですね。

そういうものが、当初なかなか西欧的な価値観に照らして、価値を認めてもらえないというところがございます。そこら辺はむしろ、日本がいろいろと国際イコモスの中で、先ほど申し上げた西村先生を筆頭に、いろんな専門家の方が海外専門家を説得して、かなりいろいろとこの辺の解釈というのを、変えてきているというところがございますけれども、それでもやっぱり、かなりオリジナルなものが残っているかどうかというところは見られると。

それから、その下の完全性ということで、これはきちっと全体が残っているかどうかということで、大きく言うと、この基準がございます。それからその下の、これは当然のことですけれども、将来にわたって、保護していくための保護・管理体制があることということでございます。

これらは、作業指針と呼ばれるオペレーショナルガイドラインとかいうのがありますが、条約の下の定めでございます。国内法で言えば、法律の下にあるような施行規則みたいなそういうもので、事細かに決まっております。これは文化庁のホームページにも出していますので、御関心があれば、ご覧いただければと思います。

あと個々に申し上げてまいりますと、真実性ということでございまして、英語で言うと *Authenticity* ということでございますけれども、これは当然のことですが、文化遺産のみに適用されるとか、あるいは建造物や景観などが、それぞれの文化的背景の独自性、伝統を継承しているとか。伝統的な保存技術、修復方法を用いることで、遺産の解体、修復や再建も可能であるとか。

ここら辺が先ほど申し上げた、最初はかなり固かったんですけれども、少しその下にありますヴェニス憲章及び奈良文書の考え方に基づいているんですが、奈良文書というのは、日本が主導して取りまとめたものでございまして、ここら辺の考え方を、少し転換していくということを含めた文書になっておりますけれども、そうしたものに基いて真実性というのが判定されると。

完全性ということで、*Integrity* ということでございますけれども、必要な要素が全て含まれているとか、わかったようなわからないような基準でございますけれども。

あるいは、その下の必要な大きさが確保されている、余り小っちゃいものはだめとかいうようなことなんでしょうか。

あるいは、開発等により負の影響を受けていない。ここがおそらくかなり日本のような非常に小さい国の場合は、どうしても人が住んでるところというのは限られてまいりますので、

いろいろとちょっと鎌倉なんかは、いろいろこの辺でひっかかったりとかいう部分があると。

それから、保護と管理、ここも非常に大事なところでございまして、保護をしていくというのが、この条約の唯一最大の目的ですので、どういう保護がなされるかと。適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、伝統的手法により確実に保護・管理される必要がある。

それからその下のバッファゾーンの保護と。

実は、世界遺産を構成する資産、構成資産というふうによく言われますけれども、その構成資産そのものは、当然のことながら、上に書いてあるようなきちっとした保護・管理措置がとられる必要がございますが、最近このバッファゾーンというものを、必ず設けるということになってきております。

これは、本体の資産の周囲に緩衝地帯を設けるということございまして、ここは、資産本体ほど強力な規制をかける必要はないんですけれども、法的または慣習的手法により、補完的な規制を設定するということになっておりまして、実はこのバッファゾーンの設定の仕方とか、あるいはバッファゾーンにどういう規制をかけるかというのが、大変重要な最近ポイントになってきております。

それで、以上のような仕組みのもとで、我が国にこれを当てはめた場合に、どういう保護と管理の措置がとられるのかということになるんですけれども、こちらにございますように、文化遺産については、文化財保護法で保護をするというのが基本になっております。

文化財保護法は、文化庁が運用をしておりますので、必然的に、ユネスコに対しての推薦書提出の責任主体は文化庁になると。こういうことになっておりまして、担当課は記念物課だと。文化財保護法で既に史跡、名勝、天然記念物、重要文化財といったものを指定するという仕組みがございますので、基本的には国の文化財の指定をするというのが、まず大前提になるということございまして。指定したのから世界遺産にふさわしいものをどうするかということを検討し、推薦をしていくと。

同様に、自然遺産に関しては、自然公園法などがございまして、これは環境省のほうでやっておられますので、環境省が取りまとめ主体になるということございまして。

バッファゾーンの保護に関しましては、その下にございますけれども、これはそれぞれの地域の特性に応じたいろいろな手段を使っていたとということで、例のところがございますように、これは割と最近できた法律ですけど、景観法というのがございます。景観条例というものを各自治体で制定していただいて、建物の色や高さを規制するとか。あるいは、都市計画法に基づく調整区域の指定をするとかいったようなものを、組み合わせてやっていたとということでよいということになってございます。

以上のような仕組みのもとで、どのようなものがどのような基準で、これさっき申し上げた登録基準を少し詳しく申し上げますということで、例えば登録基準の1から6まであるんですけど。

1は人類の創造的才能をあらゆる傑作であるという、わかったようなわからないような、これがまたその下にございますようなタージマハルとかですね、日本で言えば姫路城。この登録基準というのは、1つだけが適用されるというよりは、最近では、複数組み合わせで適用される例が普通になってきております。従いまして、ここに出てくるものというのは、これだけが適用されているわけではないということでございますけれど、登録基準の1はこういうことです。

登録基準の2が、建築、科学技術などの発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流だということで、その下にございますように、交易路とか流通に関するものとか、文化・文明の接する位置にあるものということで、その下に例がありますけど、サマルカンドとかですね。日本で言えば、古都京都の文化財とかここら辺が該当してると。

登録基準の3が、ある文化的伝統又は文明を伝承する物証で、無二の少なくとも希有な存在だというものでございまして、ピラミッドとかですね。石見銀山もこれが適用されているということでございます。

その次が4、歴史上の重要な段階を物語る、いろいろなものの集合体とか見本だというような、わかったようなわからないような、アイアンブリッジ峡谷、イギリスとか日本の奈良の法隆寺地域の仏教建造物群、これらがこれを適用されているということで。

5、これは伝統的住居形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本ということで、いわゆる景観みたいなもの、比較的新しく、これもだんだん対象になってきているものなんでございまして、棚田とかですね。日本で言うと、白川郷の合掌づくりとか、ここら辺がこれの適用をされていると。

それから登録基準の6として、顕著な普遍的価値を有する出来事、行事とあります。行事というと、すぐお祭りのようなものが思い浮かぶんですが、これは実は、その下に他の基準と合わせて用いられることが望ましいとありまして、実は世界遺産というのは、不動産に限定されております。

これを最初に申し上げなくてはいけなかったんですが、お祭りとか、そういうものは後ほど申し上げますけど、ユネスコ無形文化遺産という仕組みは別にありまして、それは全く別の条約が根拠になっておりますので、ここでいう出来事、行事とかというのは、世界遺産を登録する上での基準としての出来事、行事、あらわれているのは不動産である必要がございます。

従って、その下にありますが、自由の女神像とか、富士山も信仰の対象と芸術の源泉ということで、登録を認められておりますので、いわゆる富士山信仰というものを前面に押し出して今回認められましたので、そういうふうな基準が適用されていると。

いわゆる負の遺産には、例外的に適用されているものもあるという意味は、これを単独で

使って、負の遺産という形で登録されているものが過去に幾つかあります。例えばアウシュビッツの収容所とかですね。日本で言うと広島原爆ドームが、この基準だけで登録を認められておりますが、近年は余りないようでございます。

それで、さっきからイコモス勧告とか、世界遺産委員会決議というのが重要だということをお願いしておりますが、ここで言われることに4段階の評価がございます。

記載というのは、Inscriptionというのは、これはマルです。記載するよと。この間、富岡でイコモスから勧告として出たのが、記載という勧告でございます。マルです。

それから一番下の④の不記載というのがありますが、これがバツです。不記載になったものというのは、基本的にふさわしくないという評価なんで、これはもう非常に厳しい評価で、鎌倉が、実はこの勧告を受けてしまったので、取り下げということにしました。そのまま世界遺産委員会決められてしまうと、二度と出せなくなってしまうので、取り下げるということで、再チャレンジを一応検討するという構えではございますが、一番厳しい評価を受けてしまいました。

その真ん中の②、③というのは、いわばサンカクなんですけれども、マルに近いサンカクが②のReferralと呼ばれる情報照会と言われるものでございます。

これは、追加情報の提出を求めた上で、次回以降の審議に回すという、いわゆる延長戦みたいな形になるということで、3年以内に追加情報を出してくださいねということなんです。日本では、過去にこの情報照会になったものというのは、実はル・コルビュジエの建築作品というフランスの枠で、フランスをはじめ、幾つかの国で共同提案をしているやつがありまして、日本は上野の国立西洋美術館の建物が、このル・コルビュジエという人の作品だということでございまして、フランスは大変これが熱心でございまして、これが一旦情報照会になるんですが、実はその後、その下の③記載延期というのに、このル・コルビュジエのものも結局なってしまうんですが、ちょっといろいろ細かく言うとまた時間があれるので、記載延期に最後、委員会の場ではなってしまうんですが、日本の場合、固有の案件で情報照会というものの経験が実はありません。

その下の記載延期という、これがバツに近いサンカクでございまして、実はこれは、推薦書を再提出するという必要があります。もういっぺん出し直せというものでございます。

実は、これは日本の場合は過去、石見銀山あるいは平泉。それからル・コルビュジエはいろんなことが起きてるんですけど、これはちょっとのけて考えていただいて。

石見銀山は平成19・勧告→記載決議となっておりますが、これは実は、イコモス勧告で記載延期という勧告が出たその直後の世界遺産委員会で、記載決議に逆転に持ち込んだと言われているものでございます。マスコミ的に言うとですね。

ここをつまり先ほど申し上げましたように、5月頃にイコモス勧告が出て、その後7月ぐらいに世界遺産委員会が開かれるんでございますけれども、そこで言ってみれば外交的にひっ

くり返したという、外交的にという意味は、世界遺産委員会に出てくるメンバーというのは各国の大使、いわゆるユネスコ代表部というところに各国の大使がおりまして、外交官なんですね、これは。この人たちが主要メンバーでございますので、言ってみれば、いろいろとちょっとお願いよとかって頼むとですね、じゃあこういう発言してあげようか、みたいなやりとりがあるようでございます。

こころは外務省が中心でやってる仕事なので、よくわかりません、正直言って。

ただ、この石見銀山のときには、そういうことが行われたというふうに言われておりまして、登録に持ち込んだと。

平泉に関しては記載延期のまま決議ということになりましたので、その後いろいろちょっと見直しをしたりして、登録ということになるんですけども、何しろそういうことが過去にあるということでございまして、我が国の世界遺産で、既に登録されているものがここに一覧表になっております。

冒頭申し上げましたように、誰でも知ってる法隆寺とか姫路城とか、こころは1、2となっていますが、自然遺産に関しては屋久島、白神山地などが最初のころは登録されてますけれど、ご覧いただきますと、とんとんと平成5・6・7・8・10・11・12ぐらいまでは何となく調子よく来てるんですが、そこで4年あいて紀伊山地の霊場。それから平成19年に先ほど申し上げた石見銀山。ここでまた4年飛んで、平泉の再チャレンジ、平成23年。それからまた2年あいて富士山ということで、だんだんに間隔があいているということが、お読み取りいただけるかと思いますが。

今回は昨年に引き続いて富岡製糸場というのが登録勧告を頂戴しておりますけれども、そう簡単ではなくなってきたということでございまして、これは木曾前ユネスコ大使が講演でおっしゃったことなんですけど、やっぱり外交的にひっくり返そうと思えば返せるんですけども、それをするとかなり後遺症があるということで、何だそういう国なのか日本はと。

先ほど来申し上げておりますように、国際記念物遺跡会議というところが専門家の集団でございまして、大変そういうようなことを嫌うという傾向があるようでございまして、言ってみれば政治的な勧誘が行われたではないかみたいなことで、日本のような先進国が、そんなことするのかみたいなことを言われるというところがありまして、そういうような手はそう度々使うべきではないということをおっしゃっていました。

もちろん世界遺産というのは外交的に見れば、何といたしまししょうか、例えば非常に大きな問題、TPPとかそういう一国の国益がかかっているという問題と比較しますれば、そう大きな問題ではありませんから、例えば外務省が本気になればいろんなことができるということなんですけれども。逆に言えば、その程度のことによって一国の先進国の外交がエネルギーを注ぐのかという目で見られるという部分もあるようでございまして。

よくマスコミ的に誤解をされていますのは、昨年の富士山の登録の際に、三保の松原が除外をされるという形でのイコモス勧告が出まして、これは大変だということで、三保の松原がいに重要かということ、世界遺産の委員国に根回しをして、それを認めさせたみたいなことを報道で書かれたりしたんですけれども。

それは、たまたま、文化庁の当時の長官が近藤さんという人で、この人は外交官の方なんです、出身が。近藤長官は各国の大使にお知り合いもいっぱいいらっしゃいましたし、実際にご自身もユネスコ大使もされてますし、近藤さんがいろんな方に三保の松原の重要性ということを御説明されたのは事実なんです、それはその何か例えば、いわゆる、取引関係みたいなですね、これをしてくれりゃこうしてあげるよみたいな、そういうところまで何かどろどろとやってたわけではないというのが、実態のようでございまして、かなり誤解されている節がございます。

そこはあくまでもやはり専門的な目で、三保の松原をやはり入れなくちゃならないという説明をした。富士山が信仰の対象であって、それこそ関西のほうから富士山参りに来られる方は、必ず三保の松原で拜んでから行ったとかですね。あるいは、北斎の有名な絵なんかに必ず三保の松原が入るとか、あれらはセットでやはり芸術的に扱われてきているとかいったような説明をしたのであって、何が何でも入れてくれというような単純な説明をしたわけではないので、そういう意味では、やはりきちっとした専門的なリサーチを積み上げた上で、それに基づいて、専門的なきちっと説明ができるというバックボーンがないと、そういうこともできないということでございます。

これからどうなるかという話なんですけれども、暫定一覧表というものに記載されている物件が、今ご覧いただいているような状態で、最初の頃の暫定一覧表に記載されていたものはだんだん登録が認められ、申しわけないと思っているのは、鎌倉あるいは彦根城というのは、なかなか行かないというところがありまして。

あとここで書いてあるものの中では、長崎教会群という⑤のいわゆる五島列島を中心とする隠れキリシタンの方々が、いろいろといらっしゃった場所ですけれども、そのところのいろんなキリスト教関連資産というものを、実は昨年、文化庁としては、日本国として推薦をしたかったんですけれども、その下の少し濃くなっている⑧の九州・山口の近代化産業遺産群というのがございます。これと競合するということになってしまいまして、実はこの近代化産業遺産群は、文化庁ではなくて内閣官房の地域活性化統合事務局というところが検討してきておりました。

これ話すと長くなるのでやめますが、実はこの産業革命遺産群というものに、稼働中の工場とか港湾ドッグとかそういうものが含まれておりまして、それらの扱いについて、文化財保護法の適用を受けたくないということで、文化財保護法を適用せずに別な手法でもって、これらを産業遺産として推薦をしたいという動きになってたもんですから、これは経産省と

か国交省とか、いろんなところとやりとりをして推薦書をつくる必要がございますので、内閣官房のほうでお取りまとめになったと。

もちろん文化庁が史跡指定をしているものとか、これからするものというのも含まれているんですけども、これが同じように準備がだんだん整ってしまったということで、昨年実はどっちを先に出すかと。長崎を先にするか、九州・山口を先にするかと。九州・山口には長崎県も含まれてて、長崎県議会の方々は大変な目に遭ったようでございますけれど、どうするんだということで、最終的には官邸の御判断で、菅官房長官の裁定ということで、こちらの明治日本の産業革命遺産を出すんだということになりました。

従いまして、この長崎教会群に関しては、少し一歩先を行っているという状況でございます。

その他、実はいろいろもろもろありますが、百舌鳥・古市古墳群もこの暫定リストに、下から2番目に書いてございますが、比較的最近、実は平成22年度の記載をされたということでございまして、古い順だけで考えるとすれば、もうちょっとお待ちいただくということになってしまうんですが、そこは必ずしもそういうことではなくて、準備が整ったものから順番にということになってますので、実はこの準備状況について、今年は幾つか自治体に来ていただいて準備状況をヒアリングすることになっております。

これは文化審議会の世界遺産特別部会というのがあります。その小委員会でヒアリングをするということになっておりまして、ヒアリングをさせていただく対象は、この中で言うと、長崎教会群と、それから⑦の縄文遺跡群と、⑨の宗像・沖ノ島、福岡県。それからその下の佐渡の金山、新潟県。それから百舌鳥・古市古墳群、大阪府と。この5つについてヒアリングをさせていただくというふうに、これは選んだのは、すみません。文化審議会の専門家の方々なんですけれども、準備状況を勘案して自治体にヒアリングをしますけど、希望しますかということをお聞きして選んだということで、一応このベスト5には入っているというふうに御理解いただいてよろしいかと思っておりますが、ベスト5に入っても、さっきのような手続なんで、何年先になるんだろうということでございますけれども、あくまでも学術的な調査を積み重ね、専門家による評価を得るということ。

そのために、やはり地元の御理解をいただくというのは大変重要でございまして、実は世界遺産に登録されてもいいことばかりとは限りませんので、富士山なんかは、だいぶちょっと地元の観光業者の方とか、山小屋の経営者の方とか、そういう方々の中には、世界遺産にならないほうがいいと言う方もいらっしゃるようで、今も何で世界遺産なんかになっちゃったんだと。

あそこは、実はこちらにございますように、やや異例な形で登録を認められております。御記憶だと思いますが、富士山は最初、自然遺産で登録をめざしてたんですが、ごみ問題がありまして、とてもじゃないが自然遺産にはなれないよということで、じゃあ文化遺産でと

ということで信仰の対象と芸術の源泉と。

しかしながら、その下にございますように、世界遺産委員会からの要請事項ということでいっぱい注文がついてまして、この注文について平成28年の2月1日、再来年の2月1日までに報告書を出さなくてはならないということになっていまして、実はこれが難題で、静岡・山梨両県を中心に、我々も入って、環境省も入って、協議会を作って、そこで検討してるんですけども、いろんな声が出ています。

有名なのは例の入山規制の問題で、入山料というものを払っていただくというようなことで、今検討がなされているんですけども、そういうことは、もともと富士山で山小屋を昔から経営してた方からしたら、何でそんなことするんだと。例の弾丸登山の問題とかいろいろありましてですね。一方では、登山鉄道を作ってくれと言う人があらわれてきたり、いろんな声が出てきています。

これを、どう收拾するかという非常に大きな問題になってまして、実は、世界遺産というのは、登録の取り消しということがあります。

有名なケースで、ドイツのエルベ渓谷というものが、5年ぐらい前に登録取り消しになってまして、このエルベ渓谷というのは、ドレスデンという古いまちの非常に美しい渓谷なんだそうでございますが、ここが10年ちょっと前ぐらいに世界遺産に登録されたんですが、おそらく地元の理解という意味で、やや十分でない面があったんじゃないかと思うんですが、その後、橋をかけるという計画が持ち上がって、非常に渋滞がひどいところで、何で早く橋をかけてくれないんだという住民の運動がどんどん盛り上がってきて、橋をかけたら世界遺産登録を取り消しますよという警告決議が、何度かユネスコから出たんですが、結局、最後住民投票をやって、やっぱり橋をかけてくれと。世界遺産より橋のほうがいいということになりまして、結局登録が取り消されるということが起きております。

そういうことで、ユネスコのほうも地元のコミュニティの理解と協力ということは、非常に重要だということを最近言っております、ぜひ世界遺産に登録されるというのは、バラ色の世界が来るわけではないのだというところは、ぜひ議員の先生方におかれても、各住民の方々にお伝えをいただきたいと。

そうすると、嫌だな、反対だということになっても、これもまたちょっとあれなんですけれど、やはり百舌鳥・古市古墳群の場合は、おそらく、先ほど申し上げた Outstanding Universal Value みたいなところは、それほど大きな課題はないのではないかとということで、むしろ実際に、一部ちょっと天皇陵と呼ばれるものの位置づけについて、学会でのいろんな議論があるので、そのところは、やっぱり国内的には、ちょっとクリアをしなきゃいけないという部分がありますが、むしろそれよりも、先ほど出ていたバッファゾーンの設定の仕方とか、その保全をどうしていくかといったことについてのやはり地元の理解と協力、そのところが大変重要なんだろうと思います。

後ほど、また、堺市の室長さんからもお話があるようですので、余り立ち入りませんけれども、そういうところの御理解、御協力をぜひいただき、少し気長に静かに応援をしていただけるといいんじゃないかというふうに思っております、これが世界遺産というものだというところでございます。

百舌鳥・古市古墳群が今ここに出ておりますけれど、ここに推薦に向けた課題ということが書いてありまして、何点か論点が挙がってますけれども、これが今、文化審議会の世界遺産特別部会で、これからまたヒアリングをさせていただくポイントにもなっているということでございます。

それから、ちなみに最後にすみません。ちょっと1時間というお約束で、もうちょっとお話ししてもいいですかね、5分ぐらい。

さっきちょっと触れたんですが、最近、世界遺産と似たようなものとして、ユネスコ無形文化遺産というのが非常に脚光を浴びてまして、これは御承知のように、昨年年末に、和食が登録になったということで、大変盛り上がってましたけれども、実はユネスコ無形文化遺産というのは、日本が主導して作った条約です。

実はこういう無形文化遺産みたいなものを保護しようという発想は、余り西洋にはないようございまして、実は日本の文化財保護法では、この無形文化財とか民俗文化財みたいなものを、相当手厚く保護しております。これはかなり先進的な取り組みとっていいと思います。

実はユネスコの事務局長に、日本人の松浦さんという方が就任していた時期がありまして、そのころに日本が提唱してつくった条約が、ユネスコ無形文化遺産保護条約。

実はこれは、日本はかなり積極的に対応しております、先ほど申し上げた登録数で言うと、たしかベスト3ぐらいに入ってたと思いますけれど、同様に中国とか韓国も熱心なんですけどね。わりあいアジアになじみやすいところがあるのかもしれないけれども。

最近、和食が登録されたんで、非常に有名になってしまって、生け花を登録したいんですけどどうしたらいいでしょうかという相談が団体のほうから来たり、お茶はどうなんだとかですね、いろんなことを言われてますけど、実はユネスコ無形文化遺産保護条約に関して、堺市には大変多大な御協力をいただいております。

これは、堺市博物館の一角に、ユネスコのアジア太平洋無形文化遺産研究センターというユネスコの研究センターを設置していただいております、人的な面でも御協力をいただいているということでございます。

ぜひまたお時間の余裕がありましたら、そちらのほうも見ていただくといいのかなと思いますが、これがいわゆる無形文化遺産で、最近紛らわしいのは、もう一つ、記憶遺産というのが非常に有名になってきてまして、これは条約に基づくものではございまして、ユネスコの事務局が勝手にやってる催し物なんですけれども、そのままにしておくと、散逸してし

まうおそれのあるいろいろな文書のようなものを、保護していこうという取り組みで、基本的には、それをデジタルアーカイブ化するというのが主眼なんですけれども、これがまたちょっと世界遺産的な誤解を受けるような状況があって、各国がいろんなものを提出する。

記憶遺産のほうは、実は、政府でなくても、地方自治体とか民間団体でも推薦できるということになってるものですから、日本は、実は、文化庁がいろんな検討して、文化庁が直接担当しているわけじゃないんですけど、東寺ですね、京都の。そこの文書を推薦しようということで準備を進めてきたんですが。

一方で、例の特攻隊の遺書であるとか、シベリア抑留のいろんな文書とか、そういうようなものを出そうみたいな話が出てきたりしてまして、それはそれでユネスコのほうから、少し件数を絞ってくれみたいなことを言われて、担当は私どもじゃなくて文部科学本省のほうなんですけれども、そういうものもあるということをお紹介を申し上げまして、お話を終わらせていただきたいと思います。

もし御質問などございましたら、これは今お受けしたほうがいいんですかね。

それでは、どうも御清聴ありがとうございました。とりあえず終わらせていただきます。

(拍手)

○今井羽曳野市議会議員 山下様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御講演の内容、またそのことに関連して御質問等ございましたら、挙手していただければと思います。いかがでしょうか。

議会名とお名前をお願いします。どうぞ。

○石本堺市議会議員 堺市の石本と申します。

どうも本当に値打ちのあるお話、ありがとうございました。記憶遺産になるかなという感じなんですけど、その記憶遺産のことでちょっと私気になったんですが、今、日本国憲法9条を世界遺産にというね、そういう運動があるんですが、これについては実際に具体的に何か動きみたいなものがあるんでしょうか。もし御存じでありましたら御紹介いただけたらと思います。

○山下講師 はい、そういう報道を確かに目にしたことはあるんですけども、先ほど申し上げましたが、1つはちょっと担当セクションが文化庁ではないということがありまして、文部科学省の大臣官房国際課というところがやってまして、そこはユネスコ国内委員会の担当をしているものから、基本的にはユネスコ国内委員会でいろいろと議論をするということになっていて、これはちょっと済みません、私、具体のことは存じ上げません。まことに申しわけございません。

○今井羽曳野市議会議員 ほかに質問等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質問もないようですので、この辺で質問を終わらせていただきたいと思います。

山下様には、本日は大変貴重な御講演、本当にありがとうございました。本日御講演いただきました内容を参考にさせていただき、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録実現に向けて慎重に議論を重ね、議会としての役割を果たしてまいります。

それでは、感謝の意を込めまして、山下様に盛大な拍手をお願いいたします。（拍手）
ありがとうございました。

それでは、研修終了予定の時刻まで少し時間がございますので、宮前塚市世界文化遺産推進室長より百舌鳥・古市古墳群の現状についてお話をいただきます。

宮前室長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○宮前塚市世界文化遺産推進室長 すみません、今御紹介いただきました宮前でございます。ちょっと時間、大分押しておりますので、簡単ではございますけど、私どもの今の取り組み状況ですね、先ほど山下部長からいろいろお話しいただきました点につきまして、状況を少しだけ御報告させていただきたいと思っております。

まず、OUVということでございましたが、その点についての百舌鳥・古市古墳群の今の考え方をちょっと整理しております。

まず1点目といたしまして、世界最大級のお墓、墳墓であるというところが、我々としたら一番訴えるべきものかなというふうに思っております。それと、これはいろんなOUV、私どもは先ほどの紹介にありました2、3、4というところを使いたいというふうに思っておりますが、その中では、当時の社会構造を表現する点ということで、これはちょっと後ほど詳しくは説明させていただきます。この点につきましても、日本だけではなく海外のお墓と比べても大きな特徴かなというふうに思っております。

それと、当然でございますが、国内に古墳は約20万基あると言われております。その代表がこの百舌鳥・古市古墳群であるということを訴えていきたいと思っております。

それと、豪華な副葬品というものがございます。副葬品自身は先ほどありましたように不動産ではございませんので、このものが世界遺産になるということはございませんが、豪華な副葬品というところで東アジアとの交流ということで、先ほどのOUVで言うと2の部分になります。そういうところを訴えていきたいというふうに思っております。

それと、直接OUVとは結びつきませんが、やはり都市化の波の中で、共栄して古墳と我々生活してきたというところについても、我々は訴えていきたいというふうに思っております。

その中で、大きく3点ぐらいを御説明させていただきます。

まず、世界最大級の墓という点につきましては、例えば仁徳天皇陵は486メートル、また応神天皇陵古墳も425メートルということで、秦の始皇帝陵またクフ王のピラミッドに比べても、墳丘の長さで言いますとはるかに大きいというところで、先ほど来申し上げておりますように、やはり世界的に見てもその価値は大いに訴えていけるというふうに思ってお

ります。

それと、社会構造の話がございましたが、ちょっとこれはマニアックな話になりますが、ほかの国へ行きますと、同じようにお墓、中国それと北朝鮮も含めました朝鮮半島ございますが、ほとんどのところは、同じ形の古墳が大小でその人の価値、まず社会的なその位置というものが表現されておりますが、日本の古墳時代というのは、そこはちょっと特異な状況でございます。

それは例えば大王、後の天皇と言われておりますが、それにつきましては当然大きさも大きいわけでございますが、その一方で、やっぱり前方後円墳という形にあらわれているのかなというふうに思います。大王の下に地方の豪族、王と呼ばれてたと思われませんが、そういう方々がいらっしゃいます。この方々につきましては、やはり規模も小さくなりますが、例えば形も前方後円墳ではなしに、前方後方墳であるとか円墳、方墳ということで、大きさだけではなしに形も違うというところが、やはりこの百舌鳥・古市古墳群の大きな特徴であるというふうに考えております。

以上2点、大きくお話しさせていただきましたが、続きまして、世界遺産の登録に向けた取り組みを行政側から見たものをここに書いております。

まず、先ほどありましたように、平成18年に文化庁さんのほうで、世界遺産の候補を選ぶのに提案制度というものが作られました。私ども百舌鳥・古市古墳群につきましては、翌年の平成19年に提案書を文化庁へ提出いたしまして、先ほど御説明でございましたように、平成22年に世界遺産暫定一覧表に記載されたということで、先ほどの順番から申し上げても、やはり一番下のほう、ちょっと平泉は追加でございますので、実質一番最後に、暫定一覧表に載っているということでございます。

そんな中で、我々平成23年に百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録推進本部会議というものを設置しまして、会長に大阪府の知事、それと本部長に堺市長、副本部長に羽曳野・藤井寺の両市長になっていただきまして、現在取り組みを進めているところでございまして、今事務局といたしましては、大阪府さん中心に堺市も入りまして、あと藤井寺市さん、羽曳野市さんも随時そこに参加いただいて、先ほど来ありました推薦書の作成でありますとか、包括的保存・管理計画と言われるようなものも作成している、そういうところでございます。

また、それに際しましては、我々行政だけではなしに、有識者会議という要するに専門家の会議も設置しておりますし、民間会議としまして、やっぱり機運醸成という意味から、民間の方の協力も必要不可欠でございますので、そういう取り組みを現在やっております。

ちょっとここは省かせていただきまして、それと直近でございまして、この26年4月に先ほど課題としてございました緩衝地帯、バッファゾーンにつきまして方針を決定したところでございます。これにつきましては、先ほど法律を山下部長のほうから言っていたいただきましたが、私どもは都市計画法、それと景観法、屋外広告物法によりまして制限していき

いというふうに考えております。

都市計画法については、高度地区として建物の制限をかけますし、景観法といたしまして建築物の意匠なんかについても制限をかけていきたいと、また、屋外広告物につきましても条例でそれぞれ制限していきたいというふうに考えております。

また、緩衝地帯の範囲でございますが、もちろんのことですが、世界遺産登録をめざします古墳群を囲む地域ということで考えております。それを道路ですとか鉄道であるとか河川であるとか、そういう地形地物と呼んでおりますが、それにプラス土地利用形態、例えば用途地域の境界であるとかそういうところで分けまして、これは百舌鳥も古市も同様の考えでそういうものを作成しております。

まず、その考え方、これから先ほどヒアリングというお話がありましたのは、この時点でも我々説明していきたいと思っておりますが、まず、この百舌鳥・古市古墳群というのは、特異な世界遺産候補であると我々は考えております。それは、やはり古墳地域周辺で都市化が進展しているというところは、やはり日本の暫定一覧表から見てもかなり希少なものであるということで、それを克服するために、我々古墳群と調和した町並みの形成が必要だというふうに考えております。

それで、緩衝地帯、バッファゾーンにおきましては、建築物の高さ、形態、意匠、それと屋外広告物の大きさ等を具体的に制限していきたいということで、これによりまして、壮大で緑豊かな古墳と調和した町並みの形成を図りたいと思っておりますし、歴史文化資源を生かした都市魅力の向上ということに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと具体的でございますが、まず百舌鳥・古墳群につきましては、こういうところで地形地物もしくは用途地域で制限しております。これにつきましても、我々3年ぐらいかけて制限内容もしくは範囲というものを、これは我々行政だけではなしに専門家の御意見、特に都市計画の学者さんもしくは世界遺産関係の学者さんと何度も協議して、こういう範囲もしくは制限内容を決めてきたということでございまして、一定十分議論は尽くせたかなというふうに思っております。

また、古市のほうも同様でございます。ただ、藤井寺市にございます津堂城山古墳だけは、距離的にかなり離れているということで、これは、間は抜けております。これについても十分専門家の方々とどうするのがいいのかということで議論をさせていただきましたが、やはり古墳のないところまで含めて緩衝地帯として設定するのは、やはり都市部にある古墳の特徴でもございますので、そういう意味から、今回その部分は外しております。

その結果、百舌鳥・古墳群よりはやや狭い範囲でございますが、約450ヘクタールということで、合わせて約1,000ヘクタールの緩衝地帯というふうになります。これはほかの遺産の緩衝地帯の面積と比べて多少狭いというところはあるかと思いますが、これはやはり都市部にございますし、また、京都とかと違まして、4キロ四方のところにも古墳群が集

中しているというその特異性とかそういう部分を考慮いたしますと、十分その説明はできるのかなというふうに思っております。

先ほど文化財部長さんからは、厳しい御意見、なかなか一番新しく暫定一覧表になっておりますので、ゆっくりというお話もございましたが、我々といたしますと、やはり機運の醸成やとかそういうことを考えますと、一気にという言葉はどうかと思いますが、やっぱり着実に、しかもスピード感を持ってやっていきたいと。これは堺市と藤井寺市、羽曳野市、行政組織は違いますが、やはり一体として取り組んでいくべきものだというふうに思っております。

そういう意味では、大阪府さんをリーダーにしまして、我々3市も全力で頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今回議員さんの中で、そういう私どもからお願いしたのではなしに、議員さんの皆さんから取り組もうということでやっていただくのは、大変ありがたいですし、心強いというふうに思っております。

すみません、拙い説明でございますが、説明、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○今井羽曳野市議会議員 宮前室長、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまお話しいただきました内容について何か御質問等ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、それでは最後に、研修会の終了に当たりまして、田中藤井寺市議会議員より御挨拶をいただきます。

○田中藤井寺市議会議員 今日、設立総会に続きまして議員研修会、多数御出席をいただきましてありがとうございます。また、文化庁から山下文化財部長さんが、多忙の中わざわざ東京からおいでになっていただきまして、そして貴重な講演をしていただきました。本当にありがとうございました。

今日の貴重な講演の中に特に気になった部分は、政治力でないという話がありました。私たちどないしたらいいんだという気持ちがあるんですけども、しかし、今日の議員総会というのは議員連盟を結成したから総会を開いたわけでございまして、いよいよこれで行政と一体となって盛り上げる機運ができたなというふうに思っております。

そして、堺人でなく、河内人でなく、この百舌鳥・古市古墳群は大阪の宝であり、そして日本の宝でございます。そういう私たちが、心意気を見せるのも大事なところだと思いますので、どうかどうか、今日のこの機会を得まして、もっともっと盛り上げて早期に登録していただくことを皆様とともにやっていきたいと願っております。

先生の登録のプロセスを聞かせていただきますと、これは機運が盛り上がることで、まず今説明していただきましたバッファゾーンを設けるということで、行政のほうも今頑張っ

ていただいておりますので、これこそ今がチャンスと捉えて頑張っていくことを決意いたしまして、研修会閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。以上でございます。（拍手）

○今井羽曳野市議会議長 それでは、ここで、山下様が御退席されますので、皆様におかれましては、いま一度盛大な拍手をお願いいたしたいと思います。（拍手）

以上をもちまして、堺市・羽曳野市・藤井寺市3市議会合同議員研修会を閉会させていただきます。